

福井県動物取扱業者に対する指導監督申入書

平成 30 年 3 月 1 日

福井県知事 西川 一誠 様  
福井県健康福祉部医薬食品・衛生課 御中  
福井労働局労働基準部監督課 御中  
坂井市産業環境部環境推進課 御中

申入人 公益社団法人日本動物福祉協会  
理事長 山下 眞一郎  
〒141-0022  
東京都品川区東五反田 2-6-5 フォインテ` 2F  
電話番号 03-6455-7733  
FAX 番号 03-6455-7730

昨年末に福井県民有志及び英国の動物福祉団体（JAWSUK）から、福井県坂井市の動物取扱業者 [REDACTED] [REDACTED] 施設内での動物の飼養環境が劣悪であると連絡があり、福井県民有志による視察報告書及び画像等を有識者と共に慎重に確認したところ、約 400 頭もの犬猫が劣悪な環境で飼養されていると判断しました。（動物愛護管理法第 44 条 2 項違反）

前記施設内での犬猫の飼養状況は、環自総発第 100205002 号「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例） について」の内容のうち数項目に該当しているにもかかわらず、福井県は十分な指導もせず、平成29年3月に取扱業登録の更新を認めています。

以上のことより、下記の問題について改善対応するよう申し入れます。

記

1. 当該施設では、就業者 2 名が 7 時～25 時まで休暇なしで勤務しており、労働時間も超過していることから労働基準法第 32 条および第 36 条に抵触する可能性がありますので、福井労働局での調査及び指導監督を求めます。
2. また、就業者の内 1 名は繁殖係のため、実質 1 名で約 400 頭もの犬猫の世話

をしており、このような状態で適正に飼養することは不可能であり、動物に不必要な苦痛を与えており現状の他（動物愛護管理法違反）、感染症蔓延・多頭飼育崩壊の危険性もあり、市民の混乱を招くことが想定されます。そのため、以下の内容の業者への改善指導を求めます。

1) 適正飼養頭数までの削減又は適正飼養できる雇用人数の確保

1日8時間（内1時間休憩）労働条件下、トイレ休憩もなしで、1人が世話できる頭数は、給餌と掃除だけで最大28頭、約400頭を世話できる雇用人数は最低14名。ただ、犬の適正飼養には、給餌と掃除の他、犬種に見合った必要運動（散歩）や社会化の時間、健康チェック、環境の整備等そして、就業者の労働福祉を考慮して、実際は、1人あたりの頭数は20頭が限界であり、雇用人数は最低20名が必要。

2) 狂犬病予防法の遵守

3) 県は本件業者が多頭飼育崩壊した場合の対応を考えているのか。すでに対応案があれば教えていただきたい。

3. 環自総発第100205002号「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」内容に該当

- ・餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている。
- ・ケージで過密に飼育。
- ・病気やケガしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない（疑い）。
- ・飼育環境が飼育している動物に適していない。
- ・多頭飼育で不衛生。悪臭がある。
- ・大音量の音楽が流れている。
- ・出産後、十分な期間を経ずにまた繁殖させる（疑い）。

動物愛護管理法違反疑い

- ・ネグレクト【獣医師3名の意見書を提出】
- ・管理台帳の未整備

上記のような問題があるにも関わらず、当該業者の第一種動物取扱業の更新を認めた理由及び今後の福井県の対応についてのお考えを教えてください

ましたら幸いです。

以上

提出資料

- ・ 福井県民有志による現場報告書
- ・ 意見書 3 通
- ・ 飼養動物名簿
- ・ 環自総発第 100205002 号「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性  
あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例） について」